安心安全な住宅のために、あと一歩！

簡易診断の結果、「耐震性にやや疑問あり」「危険性がある」と評価された場合は、
精密な耐震診断など今後の方針について、建築士などの専門家へご相談ください。

簡易耐震診断

↓

精密な耐震診断または建替え・除却の検討

↓

耐震改修工事、建替え・除却

↓

地震に強い住宅・まちなみ
家族もトートーメーも安心

お問い合わせ

NPO沖縄県建築設計サポートセンター
浦添市西洲2丁目6番地６　組合会館２階
TEL 098-879-1020　FAX 098-879-1026
http://www.okiken.asia/　info@okiken.asia

沖縄県土木建築部建築指導課
那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2413　FAX 098-866-3557
http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/shido/

昭和56年5月以前に着工された住宅にお住いの方へ

住まいの簡易診断を行います

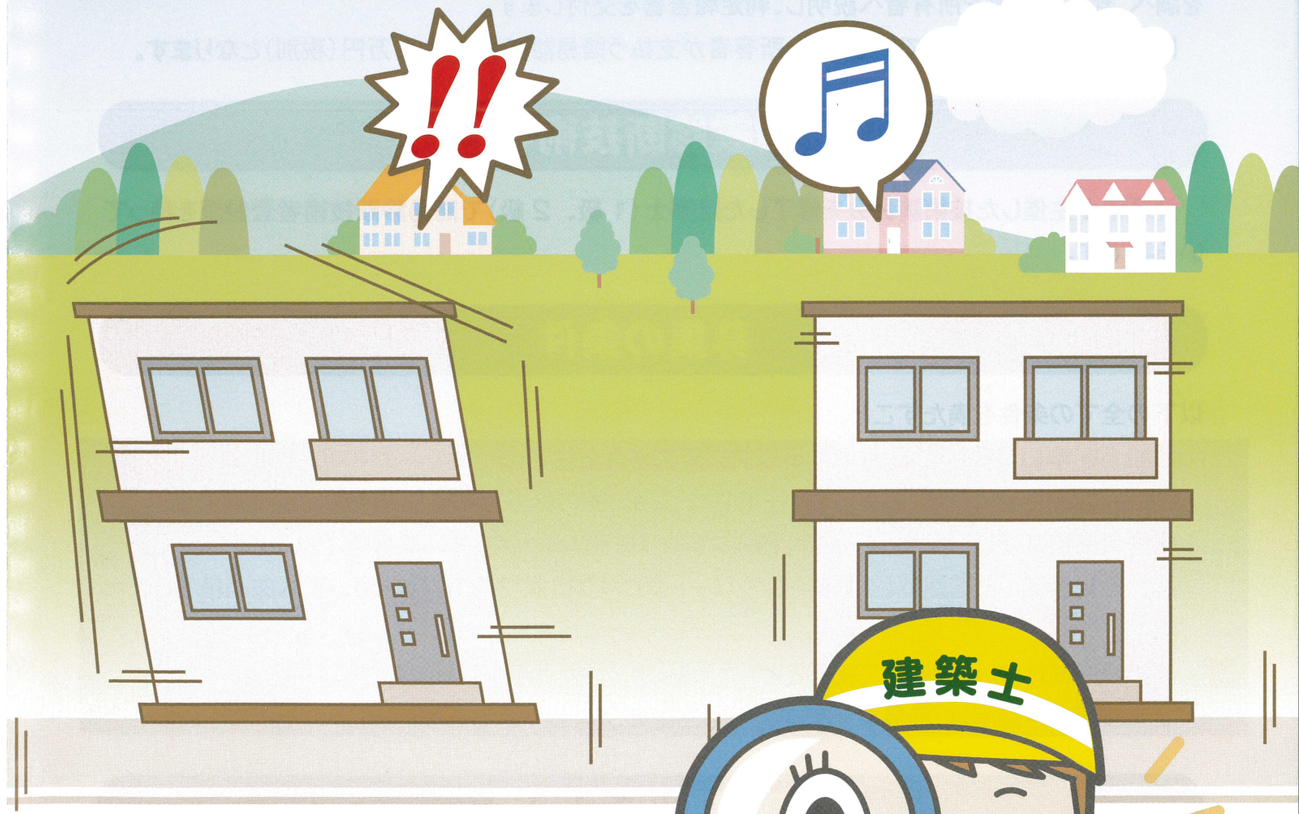

県の事業を活用すると
１１,０００円(税込)で
簡易診断ができます！

沖縄県土木建築部建築指導課
NPO沖縄県建築設計サポートセンター

簡易診断の目的

簡易診断は、建築士である簡易診断技術者が建物の形状や劣化状況を目視調査し、外形からわかる情報で建物のおおよその耐震性を診断し、所有者へその結果を報告します。

簡易診断の結果が今後の詳細な耐震診断への動機づけや建て替えなどの検討に活かされ、建築物の耐震化が促進されることを目的としています。

簡易診断の概要

簡易診断の申込みのあった住宅へ簡易診断技術者を派遣し、外観やコンクリートなどの劣化状況を調べ、判定の結果を所有者へ説明し、判定報告書を交付します。

国の補助事業を活用しているため、所有者が支払う診断費用は１万１千円(税込)となります。

簡易耐震診断技術者とは

沖縄県が主催した技術講習会を修了した建築士(１級、２級)で簡易診断技術者登録証を持っている者です。

募集の条件

以下のすべての条件を満たす事

①昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された住宅。
(住宅は、一戸建て住宅、長屋、共同住宅(ﾏﾝｼｮﾝ等の区分所有建築物を除く)、兼用住宅であること。
②建物の構造：次のいずれかであること
鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造
③建物の階数：鉄筋コンクリートは３階建て以下、補強コンクリートブロック造は2階建て以下であること。
④建物の延床面積：300㎡(90坪)以下であること。（300㎡以上は要相談）
・通常調査費用は100,000円程度～個人負担は11,000(税込)で行えます。
⑤簡易診断の申請者・相談者は、簡易診断を実施する住宅の所有者であること。
⑥店舗等兼用住宅は、住居部分の面積が半分以上で内部で行き来でき、かつ店舗部分が50㎡以下であること。
⑦増築・改築・用途変更を行っている場合は条件に合わない可能性がありますので、ご相談下さい。

簡易診断の費用

11，000円(税込)

申込先

NPO 沖縄県建築設計サポートセンター

申し込みから結果の説明まで

スタート

予備調査・ヒヤリング 技術者派遣申請
簡易診断を希望する方は、サポートセンターへ事前相談の上、技術者派遣申請してください。その際、建築図面の有無や着工年月日が分る資料を準備してください。郵送、FAX、メールどちらでもかまいません。

業務委託（申請者とセンター）技術者派遣
サポートセンターは簡易診断技術者と調整の上、申請者へ業務委託書を送付します。
その後、日程調整をして、技術者を現地に派遣します。

現地調査、建物劣化調査
技術者が建物の外観調査をします。
原則として室内には入りません。図面がない場合には建物外形寸法の計測、図面がある場合は、図面と現況との整合性を確認します。何か気になる箇所がありましたら技術者へ伝えてください。

調査結果の整理、評価
技術者は調査結果から評価シートを作成し、それをサポートセンターへ提出します。

診断費用の支払い
サポートセンターで評価シートの確認を終えましたら、サポートセンターから簡易診断費用の支払いについてご連絡します。

判定結果の報告・説明
支払いの確認後に、技術者が所有者へ判定結果の報告・説明に伺います。

終了

＜留意事項＞

1. 簡易診断の実施にあたり船賃又は航空運賃等を要する場合は、必要な経費を申請者が負担して頂ける場合に限り、簡易診断技術者を派遣することになります。
2. 派遣できる簡易診断技術者が確保できなかった場合は、申し訳ありませんが次年度以降にご応募をお願いします。
3. 簡易診断で得られた評価結果は、沖縄県へ報告され、今後の耐震政策に活用されることとなります。